

収 支 報 告 書

（ 令和 6 年分）

（ ふ り が な ）

1 政治団体の名称

ふくおかけんのうせいれんやめしぶたちばなちく

福岡県農政連八女支部立花地区

2 主たる事務所の所在地

福岡県八女市立花町山崎2014-1

3 代表者の氏名

朽網 憲

4 会計責任者の氏名

朽網 憲

連絡先
（担当者氏名） 今村 齊

（電 話） 0943-24-6371

※ 事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

※選挙管理委員会使用欄

団体コード（備考3）										年分	整理区分	入力	バ収
0	0	0	0						0		期開内 ☒ 17② ☐ 表紙 ☒	期開後 ☐ 解散 ☐ 内容 ☒	バ収 ☐ バ支 ☐ 資産 ☐

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政党の支部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|--|
| ☒ 無 |
| ☐ 有
（以下は、指定「有」の場合のみ記入） |

公職の種類

（現職・候補者の別）

資金管理団体

の届出をした

者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者

の氏名

公職の種類

（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,732,672	①+② /
(前年からの繰越額)	952,919	① / 前年報告書の繰越額
(本年の収入額) 2 収入項目別金額の内訳 の(1)~(6)の計	779,753	② / 本年の収入
支 出 総 額	751,570	③ / その13の合計を記入)
翌年への繰越額	981,102	①+②-③ /

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額	657,600	/
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	822	

(2) 寄附		
	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 個人)
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 法人その他の団体)
(ウ) 政治団体からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 政治団体)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))	0	④ /
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	⑤ /
合 計 (ア+イ)	0	④+⑤ /

(その5)

(5)本部又は支部から供与された交付金に係る収入

	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額(円)	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
1	福岡県農政連八女支部	82,100	R6. 12. 27	福岡県八女市本村420-2	地区活動助成金
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	82,100			
	合 計	82,100			

※ 政党支部が本部や同じ政党の支部から寄附を受けた場合は、この様式に計上すること。
公職の候補者の後援会の場合、政党から受けた寄附は様式（その7）に記載すること。（後援会と政党の関係は、本部と支部の関係には当たらない。）

※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。
(例) 東京都港区〇〇1丁目1-1
神奈川県横浜市中区〇〇2丁目2-2
福岡市博多区〇〇3丁目3-3
糟屋郡宇美町〇〇4-4

本部・支部交付金

(その6)

(6)その他の収入				
	摘	要	金 額 (円)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
こ の 頁 の 小 計				
1 件 10 万 円 未 満 の も の			40,053	✓
合 計			40,053	✓

※ 1 件10万円以上の収入については、個別に内容を記載し、それ以外のものについては、一括して「1 件10万円未満のもの」欄に合算して計上すること。

なお、預金利子については、同一金融機関の同一種類の預金利子であれば、証書番号が異なっても、まとめて1 件とし、その利子の合計額が10万円以上であれば、収入年月日ごとに内訳を記載すること。

その他収入

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金額 (円)	備考 (※)	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目(人件費を除く)ごとに様式(その14)に内訳を記載すること
(1) 人件費			⑥
(2) 光熱水費			⑦
(3) 備品・消耗品費			⑧
(4) 事務所費			⑨
小 計			⑩ (⑥～⑨の計)
2 政治活動費			項目ごとに 様式(その15)に内訳を記載すること
(1) 組織活動費	751,570	(726,570)	⑪
(2) 選挙関係費			⑫
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			⑬ (ア+イ+ウ+エ)
ア 機関紙誌の発行事業費			
イ 宣伝事業費			
ウ 政治資金パーティー開催事業費			
エ その他の事業費			
(4) 調査研究費			⑭
(5) 寄附・交付金			⑮
(6) その他の経費			⑯
小 計	751,570	(726,570)	⑰ (⑪～⑯の計)
合 計	751,570	(726,570)	(⑩+⑰)

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄

☆支出がある場合は、本様式は必須となる。

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 / [負担金 /]		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1 八女支部への負担金 /	493,040	R6. 12. 13 /	福岡県農政連八女支部 /	福岡県八女市本村420-1	振込手数料440円含む /
2 八女支部への負担金 /	117,440	R6. 2. 20 /	福岡県農政連八女支部 /	福岡県八女市本村420-1	振込手数料440円含む /
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
この頁の小計	610,480	※ 「項目別区分」欄には、その1「2政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)については) ～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適 宜小分類を記載すること。 なお、政治資金パーティ開催事業費の場合は、括弧内にパーティ名を記載し、個々のパー ティごとに別業とすること。			
その他の支出	141,090				
合 計	751,570				

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、
その領収書等の写しを添付すること。これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

政治活動費の内訳

(その16)

(4)本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳(支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものの再掲)					
	支出項目	金額(円)	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地 備考
1	八女支部への負担金	493,040	R6. 12. 13	福岡県農政連八女支部	福岡県八女市本村420-1 振込手数料440円含む
2	八女支部への負担金	117,440	R6. 2. 20	福岡県農政連八女支部	福岡県八女市本村420-1 振込手数料440円含む
3	AFC支部負担金	260	R6. 3. 8	AFC三ノ瀬	八女市立花町下辺春256-2 指定口座に振込
4	AFC支部負担金	2,210	R6. 3. 8	AFC百 田	八女市立花町下辺春255 指定口座に振込
5	AFC支部負担金	1,560	R6. 3. 8	AFC竹ノ迫	八女市立花町兼松1659-315号 指定口座に振込
6	AFC支部負担金	1,950	R6. 3. 8	AFC寺 尾	八女市立花町下辺春948-2 指定口座に振込
7	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC柴 折	八女市立花町下辺春1222 指定口座に振込
8	AFC支部負担金	390	R6. 3. 8	AFC高須田	八女市立花町下辺春1964-2 指定口座に振込
9	AFC支部負担金	1,560	R6. 3. 8	AFC横 道	八女市立花町下辺春3531 指定口座に振込
10	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC漆 谷	八女市立花町下辺春2317 指定口座に振込
11	AFC支部負担金	3,250	R6. 3. 8	AFC吹 春	八女市立花町下辺春3769 指定口座に振込
12	AFC支部負担金	1,040	R6. 3. 8	AFC久下野	八女市立花町下辺春3255 指定口座に振込
13	AFC支部負担金	3,900	R6. 3. 8	AFC中辺春	八女市立花町上辺春333-1 指定口座に振込
14	AFC支部負担金	1,690	R6. 3. 8	AFC立 石	八女市立花町上辺春6921 指定口座に振込
15	AFC支部負担金	130	R6. 3. 8	AFC長 瀬	八女市立花町上辺春990-3 指定口座に振込
この頁の小計		629,720	※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。		
合 計					

※ 政党支部が本部や同じ政党の支部に対して供与した交付金について、金額の多寡に関わらず、その内容を個別に記載(再掲)すること。公職の候補者の後援会の場合、政党への寄附をこの様式に計上しないこと(後援会と政党の関係は、本部と支部の関係には当たらない。)

本部・支部支出
(再掲)

(その16)

(4)本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳(支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものの再掲)

	支出項目	金額(円)	年月日	交付金の供与を受けた本部 又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
1	AFC支部負担金	1,430	R6. 3. 8	AFC熊ノ川	八女市立花町上辺春1121-3	指定口座に振込
2	AFC支部負担金	4,160	R6. 3. 8	AFC松 尾	八女市立花町上辺春2408-2	指定口座に振込
3	AFC支部負担金	2,080	R6. 3. 8	AFC江 後	八女市立花町上辺春2719	指定口座に振込
4	AFC支部負担金	2,860	R6. 3. 8	AFC前川内	八女市立花町上辺春3693-1	指定口座に振込
5	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC下小原	八女市立花町上辺春6673-1	指定口座に振込
6	AFC支部負担金	1,560	R6. 3. 8	AFC上小原	八女市立花町上辺春6362	指定口座に振込
7	AFC支部負担金	3,900	R6. 3. 8	AFC黒 岩	八女市立花町上辺春4141	指定口座に振込
8	AFC支部負担金	1,430	R6. 3. 8	AFC山 中	八女市立花町上辺春5158-1	指定口座に振込
9	AFC支部負担金	1,820	R6. 3. 8	AFC田 形	八女市立花町田形168-1	指定口座に振込
10	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC境 原	八女市立花町谷川230-2	指定口座に振込
11	AFC支部負担金	1,040	R6. 3. 8	AFC四方堂	八女市立花町谷川196	指定口座に振込
12	AFC支部負担金	1,560	R6. 3. 8	AFC谷 川	八女市立花町谷川1461-2	指定口座に振込
13	AFC支部負担金	1,040	R6. 3. 8	AFC釘 崎	八女市立花町谷川1043-1	指定口座に振込
14	AFC支部負担金	520	R6. 3. 8	AFC白土・下町	八女市立花町谷川1104-1	指定口座に振込
15	AFC支部負担金	2,080	R6. 3. 8	AFC後 田	八女市立花町谷川1651	指定口座に振込
この頁の小計		26,780	※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、 県内にあっては市郡名から記入してください。			
合 計						

※ 政党支部が本部や同じ政党の支部に対して供与した交付金について、金額の多寡に関わらず、その内容を個別に記載(再掲)すること。
公職の候補者の後援会の場合、政党への寄附をこの様式に計上しないこと(後援会と政党の関係は、本部と支部の関係には当たらない。)

本部・支部支出
(再掲)

(その16)

(4)本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳(支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものの再掲)

	支出項目	金額(円)	年月日	交付金の供与を受けた本部 又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
1	AFC支部負担金	260	R6. 3. 8	AFC上 町	八女市立花町谷川1662-2	指定口座に振込
2	AFC支部負担金	910	R6. 3. 8	AFC多々良	八女市立花町谷川1787	指定口座に振込
3	AFC支部負担金	910	R6. 3. 8	AFC兼 松	八女市立花町兼松264-1	指定口座に振込
4	AFC支部負担金	260	R6. 3. 8	AFC出ノ原	八女市立花町兼松1725	指定口座に振込
5	AFC支部負担金	2,860	R6. 3. 8	AFC仁 合	八女市立花町兼松1512	指定口座に振込
6	AFC支部負担金	1,690	R6. 3. 8	AFC高 山	八女市立花町兼松638	指定口座に振込
7	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC鳴 瀬	八女市立花町原島725-1	指定口座に振込
8	AFC支部負担金	2,340	R6. 3. 8	AFC久 保	八女市立花町原島506-1	指定口座に振込
9	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC光 友	八女市立花町原島137-1	指定口座に振込
10	AFC支部負担金	1,950	R6. 3. 8	AFC中 島	八女市立花町山崎2111	指定口座に振込
11	AFC支部負担金	2,340	R6. 3. 8	AFC草 場	八女市立花町山崎1069	指定口座に振込
12	AFC支部負担金	2,860	R6. 3. 8	AFC中 通	八女市立花町山崎699-21	指定口座に振込
13	AFC支部負担金	780	R6. 3. 8	AFC野広尾	八女市立花町山崎344-1-1	指定口座に振込
14	AFC支部負担金	0	R6. 3. 8	AFC中 州	八女市立花町山崎2588	指定口座に振込
15	AFC支部負担金	2,080	R6. 3. 8	AFC遠久谷	八女市立花町遠久谷272-3	指定口座に振込
この頁の小計		20,540	※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、 県内にあっては市郡名から記入してください。			
合 計						

※ 政党支部が本部や同じ政党の支部に対して供与した交付金について、金額の多寡に関わらず、その内容を個別に記載(再掲)すること。
公職の候補者の後援会の場合、政党への寄附をこの様式に計上しないこと(後援会と政党の関係は、本部と支部の関係には当たらない。)

本部・支部支出
(再掲)

(その16)

(4)本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳(支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものの再掲)

	支出項目	金額(円)	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
1	AFC支部負担金	520	R6. 3. 8	AFC東 原	八女市立花町北山2535	指定口座に振込
2	AFC支部負担金	1,170	R6. 3. 8	AFC西 原	八女市立花町白木14	指定口座に振込
3	AFC支部負担金	1,820	R6. 3. 8	AFC一ノ瀬	八女市立花町白木6586-2	指定口座に振込
4	AFC支部負担金	2,080	R6. 3. 8	AFC今屋敷	八女市立花町白木684-4	指定口座に振込
5	AFC支部負担金	2,990	R6. 3. 8	AFC平 野	八女市立花町白木1089	指定口座に振込
6	AFC支部負担金	2,600	R6. 3. 8	AFC下田楽原	八女市立花町白木6297	指定口座に振込
7	AFC支部負担金	780	R6. 3. 8	AFC上田楽原	八女市立花町白木1504-1	指定口座に振込
8	AFC支部負担金	520	R6. 3. 8	AFC下菖蒲尾	八女市立花町白木1369	指定口座に振込
9	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC上菖蒲尾	八女市立花町白木1443	指定口座に振込
10	AFC支部負担金	1,430	R6. 3. 8	AFC土野々	八女市立花町白木1603-1	指定口座に振込
11	AFC支部負担金	1,560	R6. 3. 8	AFC持 山	八女市立花町白木1776	指定口座に振込
12	AFC支部負担金	910	R6. 3. 8	AFC中村・横ヶ倉	八女市立花町白木1896	指定口座に振込
13	AFC支部負担金	2,210	R6. 3. 8	AFC大 上	八女市立花町白木1989-2	指定口座に振込
14	AFC支部負担金	1,820	R6. 3. 8	AFC三 社	八女市立花町白木5452	指定口座に振込
15	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC宮ヶ原	八女市立花町白木3239	指定口座に振込
この頁の小計		21,710	※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。			
合 計						

※ 政党支部が本部や同じ政党の支部に対して供与した交付金について、金額の多寡に関わらず、その内容を個別に記載(再掲)すること。公職の候補者の後援会の場合、政党への寄附をこの様式に計上しないこと(後援会と政党の関係は、本部と支部の関係には当たらない。)

本部・支部支出
(再掲)

(その16)

(4)本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳(支出先が当該政治団体の本部又は支部であるものの再掲)					
	支出項目	金額(円)	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地 備考
1	AFC支部負担金	910	R6. 3. 8	AFC長 畑	八女市立花町白木5111-1 指定口座に振込
2	AFC支部負担金	3,900	R6. 3. 8	AFC鹿 伏	八女市立花町白木3947 指定口座に振込
3	AFC支部負担金	2,080	R6. 3. 8	AFC桐 葉	八女市立花町白木4869-2 指定口座に振込
4	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC山 下	八女市立花町北山82 指定口座に振込
5	AFC支部負担金	2,080	R6. 3. 8	AFC和 倉	八女市立花町北山1644-1 指定口座に振込
6	AFC支部負担金	910	R6. 3. 8	AFC男ノ子	八女市立花町北山2400-2 指定口座に振込
7	AFC支部負担金	3,250	R6. 3. 8	AFC小倉谷	八女市立花町北山3210 指定口座に振込
8	AFC支部負担金	2,080	R6. 3. 8	AFC上ノ原	八女市立花町北山1387-1 指定口座に振込
9	AFC支部負担金	780	R6. 3. 8	AFC小 路	八女市立花町北山3697-2 指定口座に振込
10	AFC支部負担金	650	R6. 3. 8	AFC樋ノ口	八女市立花町北山1118-1 指定口座に振込
11	AFC支部負担金	520	R6. 3. 8	AFC中川原	八女市立花町北山810-3 指定口座に振込
12	AFC支部負担金	1,560	R6. 3. 8	AFC井手ノ口	八女市立花町北山5139-2 指定口座に振込
13	AFC支部負担金	2,730	R6. 3. 8	AFC谷 中	八女市立花町北山5040-1 指定口座に振込
14	AFC支部負担金	5,720	R6. 3. 8	AFC大倉谷	八女市立花町北山4704-1 指定口座に振込
15					
この頁の小計		27,820	※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあっては都道府県名から、 県内にあっては市郡名から記入してください。		
合 計		726,570			

※ 政党支部が本部や同じ政党の支部に対して供与した交付金について、金額の多寡に関わらず、その内容を個別に記載(再掲)すること。
公職の候補者の後援会の場合、政党への寄附をこの様式に計上しないこと(後援会と政党の関係は、本部と支部の関係には当たらない。)

本部・支部支出
(再掲)

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有 ^(※)	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	✓
イ 建 物	☐	☒	✓
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	✓
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	✓
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	✓
カ 金銭信託	☐	☒	✓
キ 有価証券	☐	☒	✓
ク 出資による権利	☐	☒	✓
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	✓
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	✓
取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	✓
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	✓

※ 有の場合、その内訳を様式(その18)に記入すること。

必須様式(3/4)

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 / 領収書等の写し
- ☐ 2 / 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 / 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日

令和 7 年 1 月 21 日 /

政治団体の名称 福岡県農政連八女支部立花地区 /

会計責任者の氏名 朽網 憲

【署名又は記名押印】

朽網 憲 

（備考）会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない

政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

必須様式 (4/4)